

愛知東邦大学クラブ活動ガイドライン

はじめに

愛知東邦大学（以下、「本学」という）における学生会・クラブ・サークルの活動（以下、「クラブ活動」という）は、学生が大学生活の中で多様な能力を育み、成長するための大切な機会です。本学では、クラブ活動を「大学教育の一環として行われる活動」と位置づけています。

クラブ活動は、学生の自主性や自治の精神を大切にしながら、スポーツや文化活動を通じて知識や経験を深め、仲間と共に活動の楽しさを実感できる場でなければなりません。また、学業とクラブ活動の両立を図ることにより、学ぶ意欲を高め、社会で求められる力（コンピテンシー）を磨くとともに、責任感や協調性を育むことが期待されます。

さらに、クラブ活動を通じて異なる学年や背景を持つ人々と交流し、お互いの考えや価値観を尊重し合うことは、互いを認め合う豊かな人間関係を築く上で欠かせない経験です。こうした活動の積み重ねが、学生・教職員（指導者を含む）・家族・卒業生・地域の方々との良好な関係作りにつながり、学生一人ひとりの自己肯定感を高めることにもつながります。本学のコンセプトフレーズは「オンリーワンを、一人に、ひとつ。」です。4年間のクラブ活動を通じて、それぞれの強みや自信を得ることを願っています。

本学は、クラブ活動が学生にとって「豊かな人生を築くための糧」となるよう、その環境づくりを支援しています。本ガイドラインは、その実現を支えるための基本的な考え方と方針を示すものです。

クラブ活動区分

【学生会】

学生会は、学生の自主的かつ民主的な活動を通じて豊かな人間性を育み、学生同士の交流を深め、学生生活をより充実させることを目的としています。教職員と協働しながら大学作りに参加し、社会人としての資質を高める場となることを期待します。活動を通じて、学生一人ひとりが自己肯定感と達成感を得られるような取り組みになることを望みます。

【特別指定クラブ】

特別指定クラブは、大学が指定する重点クラブとして、全学生の模範となり、高い目標意識を持って行動できる人材の育成を目的としています。大学は特別指定クラブの永続的な発展を願い、入学前からの募集活動を支援します。特別指定クラブに入部した学生全員が卒業まで活動を継続し、4年間の達成感と成長実感をもって卒業していくことを望みます。

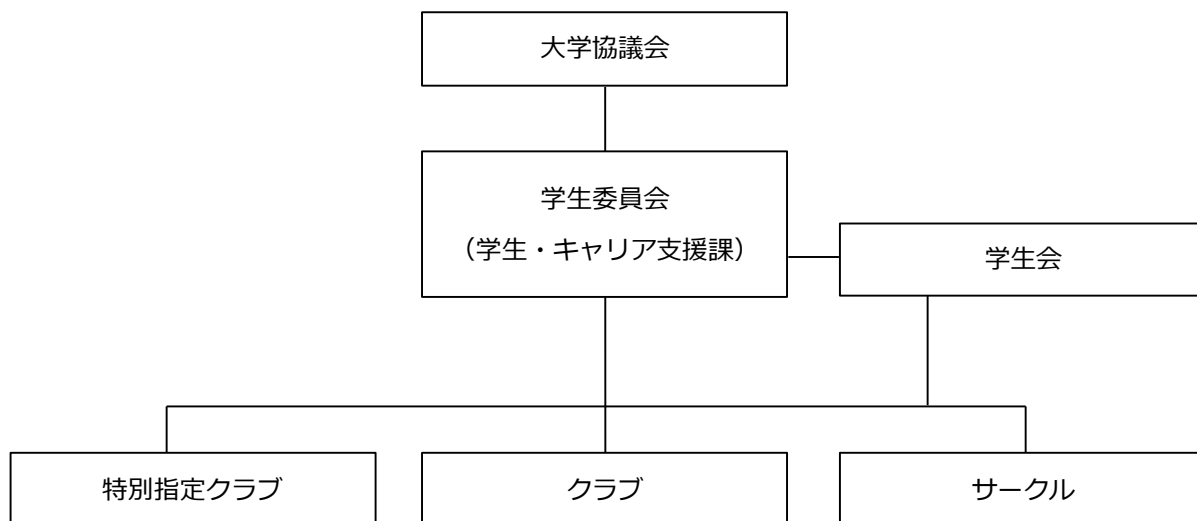
【クラブ】

クラブは、学生の自主的な活動を通じて、組織の運営方法やチーム内での責任ある行動を身につけることを目的としています。自ら目標を定め、その実現に向けて活動方針や計画を立て、各自が役割を果たすことを期待します。活動を共にする中で、卒業後も良好な関係が継続する健全な上下関係の構築を望みます。

【サークル】

サークルは、学生一人ひとりの興味や関心に基づき、自由で主体的な活動を行うことを目的としています。共通の関心を持つ仲間と交流しながら、学生生活をより豊かにすることを期待します。活動が一時的なコミュニティで終わらないよう、継続的な運営と次世代への引き継ぎを通じて、安定した活動基盤の構築を望みます。

愛知東邦大学クラブ活動組織図



上記の組織図の下、必要な事項を定めていきます。なお、新規のクラブやサークルは学生委員会の審査を経て、大学協議会で決定し、特別指定クラブは大学協議会后に業務執行理事会での審議を必要とします。

【ガイドライン策定の目的】

本学は、教育および社会貢献の一環として行われる学生のスポーツ・文化活動、または大学が承認したこれに類するクラブ活動を総合的に支援します。学生が学業を充実させながら、安全にクラブ活動を行える環境を整えることを目的として、コンプライアンスを遵守する基本方針のもと、「愛知東邦大学クラブ活動ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）」を策定します。

本ガイドラインでは、クラブ活動における安全管理や法令・規則の遵守、健全な組織運営について、具体的な指針を示すことを目的としています。学生、指導者※、関係者が安心して活動できる環境を維持するため、全員がこの方針を理解し、実践することを求めます。

※これ以降、“指導者”は部長・副部長・監督・コーチ・顧問を指します。

【ガイドラインの適用対象】

本ガイドラインは、以下の対象者に適用されます。

- (1) 本学クラブ活動に所属する学生
- (2) 本学クラブ活動を運営する指導者
- (3) 本学クラブ活動に所属する学生の保証人
- (4) 本学クラブ活動に係る学内外の支援者・協力者

【ガイドラインの構成】

- I. クラブ活動の運営と管理に関する基本方針
- II. 学業充実のための指針
- III. 安全・安心な環境整備と指導者育成の指針
- IV. キャリア形成支援の指針
- V. クラブ活動運営に関するその他の取り決め

【ガイドライン本文】

I. クラブ活動の運営と管理に関する基本方針

本学のクラブ活動は、学生の自主的、自治的、自律的な活動を尊重した上で、その本来の目的を十分に果たし、学生がスポーツ・文化活動を安心して取り組めるものであるべきだと考えます。また、学生の本分は学業であり、クラブ活動に偏重することがないように注意します。本ガイドラインは、この環境を整えることを目指します。そのため、以下の内容を徹底します。

(1) 指導・運営に係る体制の構築

本学は、専任教職員の指導者に加え、外部指導者の人選においても、必ず大学協議会での承認を経て任命します。指導者には、本学クラブ活動の価値や意義を理解し、指導してもらいます。

(2) 活動計画及び活動実績の確認

本学では、学生委員会を中心にクラブ活動の内容を適切に把握し、学生が安全にスポーツ・文化活動を行えるよう、また指導者の負担が過度にならない持続可能な運営体制が整備されているかについて、適宜指導・是正を行います。

(3) 会計の透明性の確保

「東邦学園の周辺会計の取り扱いに関するガイドライン」に従い、周辺会計の監査を行い、会計報告書類を内部監査室に提出することで、会計の透明性向上を図ります。

II. 学業充実のための指針

(1) 学業とクラブ活動の両立

本学は、学生のクラブ活動を奨励しますが、その活動が学業に支障を与えることは好ましくありません。そのため、学生の修学意識が低く、単位修得に影響が出そうな場合は、教職員と指導者が協力して、学生が良好な方向へ修学改善できるよう支援します。

※単位修得基準表（教務委員会が提示する「過少単位学生指導資料」）に基づき、B ランク以上を推奨します。

(2) 学生が所属する学部との情報共有

クラブ活動は学外で行われることも多く、教員の目に触れない場合があります。そのため、指導者から活動の状況を積極的に発信・共有することを求めます。また、修学状況については、学生委員会を中心に、指導者と教員が指導に必要な情報（修得単位数や出欠状況等）を適切に共有します。

Ⅲ. 安全・安心な環境整備と指導者育成の指針

(1) 合理的かつ効果的な活動の推進

大学および指導者は、活動にあたり学生の心身の健康管理（バランスの取れた大学生活への配慮、スポーツ・文化活動における障害・外傷の予防等）と事故防止（施設・設備の点検、安全対策等）に努め、体罰およびハラスメントの防止を徹底します。

(2) 活動推進に資する基本的な考え方

①クラブ活動の意義と効果

クラブ活動は、知識や技能の向上にとどまらず、学生の生きる力の育成や豊かな大学生活の実現に寄与します。特にスポーツ・文化活動を通じて以下のような効果が期待されます。

- ・スポーツや文化活動の楽しさを体感し、生涯にわたる豊かな生活を築く資質を養う。
- ・体力や健康の増進、生きがいの形成につながる。
- ・努力による達成感や充実感を得る。
- ・所属学部や学年を超えた友情を深め、多様な人間関係を形成する。
- ・学内に活気を与え、本学へのアイデンティティを醸成する。

②バランスの取れた運営と指導

勝利や成果を目指すことは自然であり、大学として支援すべきものですが、過度な練習や精神的負担を課してはなりません。学生の健全な心身の発達と豊かな人間性を育むため、バランスの取れた運営と指導を行うことを求めます。

③学生の多様なニーズに応える環境整備

学生の活動目的や取り組み方は多様であり、それぞれの希望に応じた組織体制（学生会・特別指定クラブ・クラブ・サークル）を構築することが重要です。安全と安心を欠いた活動、または学生の個性や意思を尊重しない活動は行うべきではありません。また、ケガのリスクが高いスポーツに取り組む場合は、傷害保険等に加入することを義務付けます。

④指導体制の充実に向けた取り組み

安心かつ安全な課外活動の環境を作るため、以下の指導体制の充実に取り組みます。

- ・運営や指導を指導者任せにせず、大学組織として指導者を支援する。
- ・学生委員会を中心に指導者との情報共有を図り、ハラスメント防止の意識を徹底する。
- ・指導にあたっては保健・学生相談センターなど専門部署との連携を図る。
- ・保証人に対しても活動方針・会計報告を実施し、活動への理解を得るよう努める。

⑤クラブ活動ごとの指導体制の整備

クラブ活動には指導者として、部長・副部長・監督・コーチ・顧問を所属部員数に応じて置くことができます。部長と顧問については本学専任教職員が務めます。大学とクラブの橋渡し役として、活動の方針や内容を正しく把握し、学生が安心して取り組めるように支援する責任を担います。また、大学との連携を密にし、クラブ活動が教育の一環として健全かつ適切に運営されるよう努めることを求めます。

管理上の問題から、学内で承認されていない指導者を恒常的に招くことは原則禁止とし、指導者が必要な場合は学生委員会による面談および大学協議会の承認を経て認めるものとします。なお、短期的なゲストコーチの招聘（イベントや遠征中等）はこの限りではありません。

(3) ハラスメント防止による健全な指導の確立

クラブ活動の指導は、学生の年齢・心身の発達・技能水準・環境条件などを考慮した科学的かつ合理的な方法で行われなければなりません。体罰や人格を否定する発言・暴言などは一切許されません。これらの行為は、直接の被害者だけでなく、周囲の学生にも深刻な影響を与える可能性があることを理解し、大学関係者全員がその防止を徹底します。また、ここでの“指導”は指導者の行為に限らず、学生間の指導も同様です。

（体罰・ハラスメントに該当する指導の例）

- ・殴る・蹴るなど身体的暴力を行うこと。
- ・医学的に不適切な過度の負荷を与えること。
- ・脅迫的・威圧的な言動などパワーハラスメント行為。
- ・性的発言・接触などセクシャルハラスメント行為。
- ・容姿・人格を否定する発言。
- ・特定学生への執拗で過度な負担の強要。

上記以外の行為であっても、身体接触を伴う指導は必要性和適切さに配慮し、十分注意することを求めます。

(4) 指導者を対象とする研修会の運営

スポーツ・文化活動の指導者に対して、コンプライアンスに関する知識や指導の質の向上を図る研修を実施します。クラブ活動の健全な運営を確保するため、研修等の取り組みを推進します。

(5) 学生を対象とする研修会の運営

クラブ活動に取り組む学生に対して、コンプライアンスに関する知識の向上を図る研修を実施します。クラブ活動の健全な運営を確保するため、研修等の取り組みを推進します。

(6) 相談窓口の確立

指導者および学生が、活動の透明化・合理化・円滑化・安全と安心を持続的に確保できるよう日常的な相談窓口は学生委員会、学生・キャリア支援課、保健・学生相談センターが担当します。なお、法令違反や不正行為等に関する相談は内部通報窓口が担当します。

※関連規程：内部通報規程

(7) 指導者不在時の対応

指導者が活動に立ち会えない場合は、事前に合意した安全対策のもとで活動を行うこととし、学生自身も安全確保に関する理解を深めることを求めます。

IV. キャリア形成支援の指針

大学のクラブ活動に積極的に参加することは、生涯にわたる学びとしても大きな意義があります。一方で、専門的にスポーツや文化活動に取り組む場合、活動の仕方によっては将来のキャリアに影響を与える可能性もあります。指導者や学生はこの点を十分に認識し、卒業後のキャリア形成を意識して取り組むことが重要であることを理解する必要があります。クラブ活動で得たことを次なるステージにつなげていくキャリア形成を望みます。

また、在学中だからこそ獲得できるキャリアスキルがあることを認識することは、クラブ活動を通じた知識・技能の向上につながるとともに、生涯にわたり活用できる力や資産の蓄積にも寄与します。学生自身の意識の向上だけでなく、指導者や保証人など、学生を取り巻く方々の理解と協力も不可欠です。

V. クラブ活動運営に関するその他の取り決め

本ガイドラインに基づき、必要な制度や支援策の制定・改定を進めていきます。大学と各クラブはそれぞれ責任を果たすとともに、双方が協力して取り組むことで、より良いクラブ活動環境を整えていきます。

以上